

港区告示第八十三号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、日興パレス白金マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のように告示します。

令和三年三月二十六日

港区長 武井雅昭

記

一 組合の名称

日興パレス白金マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称 日興パレス白金

(二) 敷地の区域 東京都港区白金一丁目三百四十三番一

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区白金一丁目三百四十三番一

四 事業施行期間

平成三十年十一月二十日から令和六年十月三十一日まで

五 事務所の所在地及び設立認可の年月日

(一) 事務所の所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目百五番地

(二) 設立認可の年月日 平成三十年十一月二十日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和三年三月二十六日